

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 加藤 弘助



公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 品名(件名): 冷却塔整備
 - (2) 規格・単位・数量: 仕様書のとおり
 - (3) 履行場所: 航空自衛隊熊谷基地
 - (4) 履行期間: 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
- 2 入札日時 令和8年9月14日(月) 10時30分
- 3 入札場所 航空自衛隊熊谷基地会計課入札室
- 4 入札参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 次の資格を付与されていること。
 - ア 資格 防衛省競争参加資格・全省庁統一資格
 - イ 年度 令和7.8.9年度
 - ウ 種別 役務の提供等
 - エ 地域 関東甲信越
 - オ 等級 A B C D
 - (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契約方法 確定契約
- 8 決定方式 総額決定
- 9 入札の無効
 - (1) 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
 - (2) F A X等による入札は認めない。
- 10 契約書作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項、役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊熊谷基地会計課及び熊谷基地ホームページ内
- 13 その他
 - (1) 入札参加希望者は、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを入札日時までに提出すること。
 - (2) 代理人の入札参加は、委任状を持参すること。
 - (3) 郵便による入札を可とする。配達記録を有する手段により入札日時前日までに必着とする。
なお、抽選の場合で、くじを引かない者があるときは、予決令第83条2項により、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
 - (4) 郵便等で提出する入札書は、入札投函用の封筒に1(1)に記載されている入札件名を明記して封をしたのち、その封筒を郵送用封筒の中に入れ発送すること。その際に使用する筆記具の色は問わないものとする。
 - (5) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計課契約班に照会のこと。

電話: 048-532-3554 (内線 286) FAX: 048-532-4152 【担当: 高橋】仕様書【担当: 増田】(内線: 226)

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 加藤 弘助 殿

令和8年9月14日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

履行期間	契約締結日 ~ 令和9年3月31日	履行場所		航空自衛隊熊谷基地	
品 名 (件 名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額
冷却塔整備	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
入札金額	¥				

委任状

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 加藤 弘助 殿

私は、印 を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

記

冷却塔整備
の入札に関する一切の件

令和8年9月14日

住 所
会 社 名
代表者名

価 格 調 査 書

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 加藤 弘助 殿

令和8年9月8日

住 所
会 社 名
代表者名
¥

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
冷却塔整備	仕様書のとおり	式	1		
(内 訳)					
1. 散水槽蓋 (空研)		組	1		
2. 散水槽蓋 (荏原)		組	1		
3. 散水槽蓋 (三菱)		組	1		
4. 手摺 (空研)		式	1		
5. 手摺 (荏原)		式	1		
6. 手摺 (三菱)		式	1		
7. 取付作業費	設計費等含む	式	1		
8. 現場管理費	消耗品費等	式	1		
9. 諸経費		式	1		
計					
履 行 期 間	契約締結日 ～ 令和9年3月31日				
履 行 場 所	航空自衛隊熊谷基地				

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書				
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類	個別仕様書	熊谷一施0143	
物品番号			承 認	令和 8 年 4 月 1 6 日
件 名	冷却塔整備		作 成	令和 8 年 4 月 1 6 日
			改 正	令和 年 月 日
			改 正	令和 年 月 日
		作成部隊等 等 隊 名	第4術科学学校業務部施設課	
1 総則				
(1) 適用範囲				
本仕様書は、航空自衛隊熊谷基地機械室に設置されている冷却塔の整備について適用する。				
(2) 履行基準				
本仕様書によるほか、次の関係諸規定に基づき実施するものとする。				
ア 建築保全業務共通仕様書				
イ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）				
ウ その他関係法令等				
2 役務に関する要求				
(1) 役務の内容				
既設冷却塔の安全対策に係る整備				
(2) 役務場所				
調達要領指定書による。				
(3) 対象機器				
調達要領指定書による。				
(4) 役務の細部内容				
調達要領指定書による。				
(5) 使用材料				
調達要領指定書によるほか、本器材の製造会社が指定する部品とする。				
3 品質保証				
(1) 監督及び検査				
監督及び検査は、地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。				
(2) 検査				
ア 中間検査は、作業終了後に実施する。				
イ 完成検査は、すべての提出書類を提出後に実施する。				

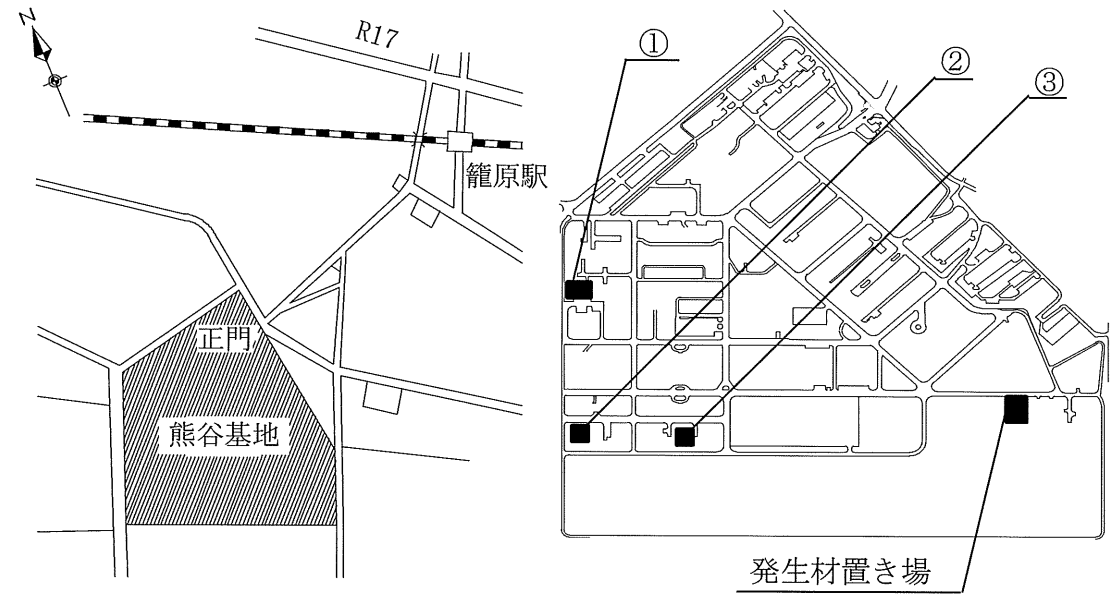
件 名	冷却塔整備																																																												
4 その他の指示																																																													
(1) 提出書類																																																													
ア 受注者は、次に示す書類を提出するものとする。																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>書類名</th><th>提出期限</th><th>部数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>業務責任者通知書</td><td>契約後 1 4 日以内</td><td>1</td><td>社員証明書類を添付</td></tr> <tr> <td>2</td><td>技能士通知書</td><td>着工 1 4 日前</td><td>1</td><td>資格者証の写し</td></tr> <tr> <td>3</td><td>実施工程表</td><td>着工 1 4 日前</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>製作図</td><td>着工 1 4 日前</td><td>1</td><td>受注者仕様</td></tr> <tr> <td>5</td><td>材料検査願</td><td>検査日</td><td>1</td><td>材料検査簿を添付</td></tr> <tr> <td>6</td><td>作業日誌</td><td>翌日</td><td>1</td><td>受注者仕様</td></tr> <tr> <td>7</td><td>打合せ簿</td><td>その都度</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>8</td><td>発生材報告書</td><td>完成検査日</td><td>1</td><td>発生材調書を添付</td></tr> <tr> <td>9</td><td>役務写真</td><td>完成検査日</td><td>1</td><td>製本版</td></tr> <tr> <td>1 0</td><td>指定部分完成通知書</td><td>中間検査日</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>1 1</td><td>完成通知書</td><td>完成検査日</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	書類名	提出期限	部数	備考	1	業務責任者通知書	契約後 1 4 日以内	1	社員証明書類を添付	2	技能士通知書	着工 1 4 日前	1	資格者証の写し	3	実施工程表	着工 1 4 日前	1		4	製作図	着工 1 4 日前	1	受注者仕様	5	材料検査願	検査日	1	材料検査簿を添付	6	作業日誌	翌日	1	受注者仕様	7	打合せ簿	その都度	1		8	発生材報告書	完成検査日	1	発生材調書を添付	9	役務写真	完成検査日	1	製本版	1 0	指定部分完成通知書	中間検査日	1		1 1	完成通知書	完成検査日	1		
番号	書類名	提出期限	部数	備考																																																									
1	業務責任者通知書	契約後 1 4 日以内	1	社員証明書類を添付																																																									
2	技能士通知書	着工 1 4 日前	1	資格者証の写し																																																									
3	実施工程表	着工 1 4 日前	1																																																										
4	製作図	着工 1 4 日前	1	受注者仕様																																																									
5	材料検査願	検査日	1	材料検査簿を添付																																																									
6	作業日誌	翌日	1	受注者仕様																																																									
7	打合せ簿	その都度	1																																																										
8	発生材報告書	完成検査日	1	発生材調書を添付																																																									
9	役務写真	完成検査日	1	製本版																																																									
1 0	指定部分完成通知書	中間検査日	1																																																										
1 1	完成通知書	完成検査日	1																																																										
イ 写真は、履行前、履行中及び履行後、その他監督官の指示する箇所を可能な限り同一方向から撮影し、編集後監督官に提出するものとする。																																																													
(2) 業務管理																																																													
ア 業務責任者は、作業現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うとともに、常に安全確保に留意し、事故の防止に努めるものとする。																																																													
イ 本役務の履行に際して、基地内の物品及び施設等を汚損又は破損させた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に修復するものとする。																																																													
ウ 受注者は、本仕様書に明示なき事項及び履行上疑義が生じる事項は、監督官に確認し、必要に応じて契約担当官と協議するものとする。																																																													
エ 本仕様書に明記なき事項であっても、技術的に当然必要な事項は、受注者の負担により実施するものとする。																																																													
(3) 発生材の処理																																																													
ア 発生材調書により官側が引き継ぐ発生材の金属類（有価物）は、監督官の指示した場所へ種別ごとに整理し、集積運搬するものとする。																																																													
イ 上記以外の発生材が発生した場合、場外処分とし関係法令等に従い適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の各許可証の写しを提出するものとする。																																																													
(4) 基地内における遵守事項																																																													
ア 入出門手続き及び車両の運行並びに火気の使用等は、熊谷基地規則及び監督官の指示を厳守するものとする。																																																													
イ 役務場所及びその経路並びに厚生施設（売店）以外への立ち入りを禁止する。																																																													
(5) 秘密保全上における遵守事項																																																													
ア 役務写真は、携帯電話等（携帯電話、スマートフォン及びタブレットなどの情報通信機器）での撮影を禁止する。ただし、電子黒板機器で、監督官の承認を受けたものを除く。																																																													
イ 役務に関係のない撮影を禁止する。																																																													
ウ 携帯電話等は車内又は建物内の指定場所に保管し、官側の事務所内へは持込まないこと。また、携帯電話等の通話及び使用は、屋外で行うこと。																																																													

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	施－6
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 6 日
	作 成 部 課	第 4 術科学校業務部施設課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 6 日
品 名 又 は 件 名	冷却塔整備	
仕 様 書 番 号	熊谷－施 0 1 4 3	

指定事項：仕様書に記載する役務に関する要求の細部については、次のとおりとする。

2

(2) 役務場所



2

(3) 対象機器

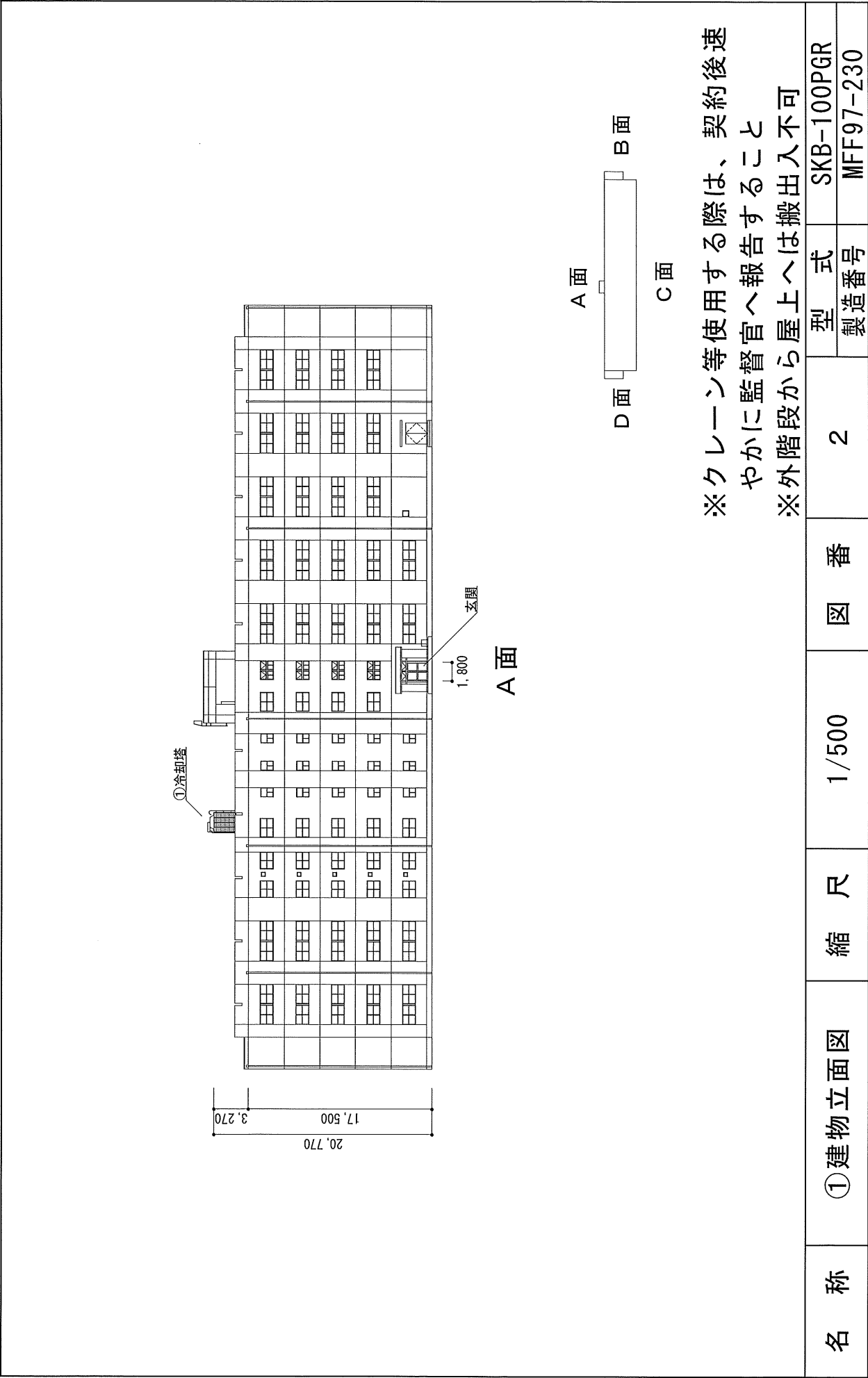
施工場所	製造会社	型 式	製造番号
①	空研工業	SKB-100PGR	MFF97-230
②	信和産業	SPW-R220AS	92DWR226X
③	三菱ケミカルインフラテック	HT-95MEA-LE	M93023

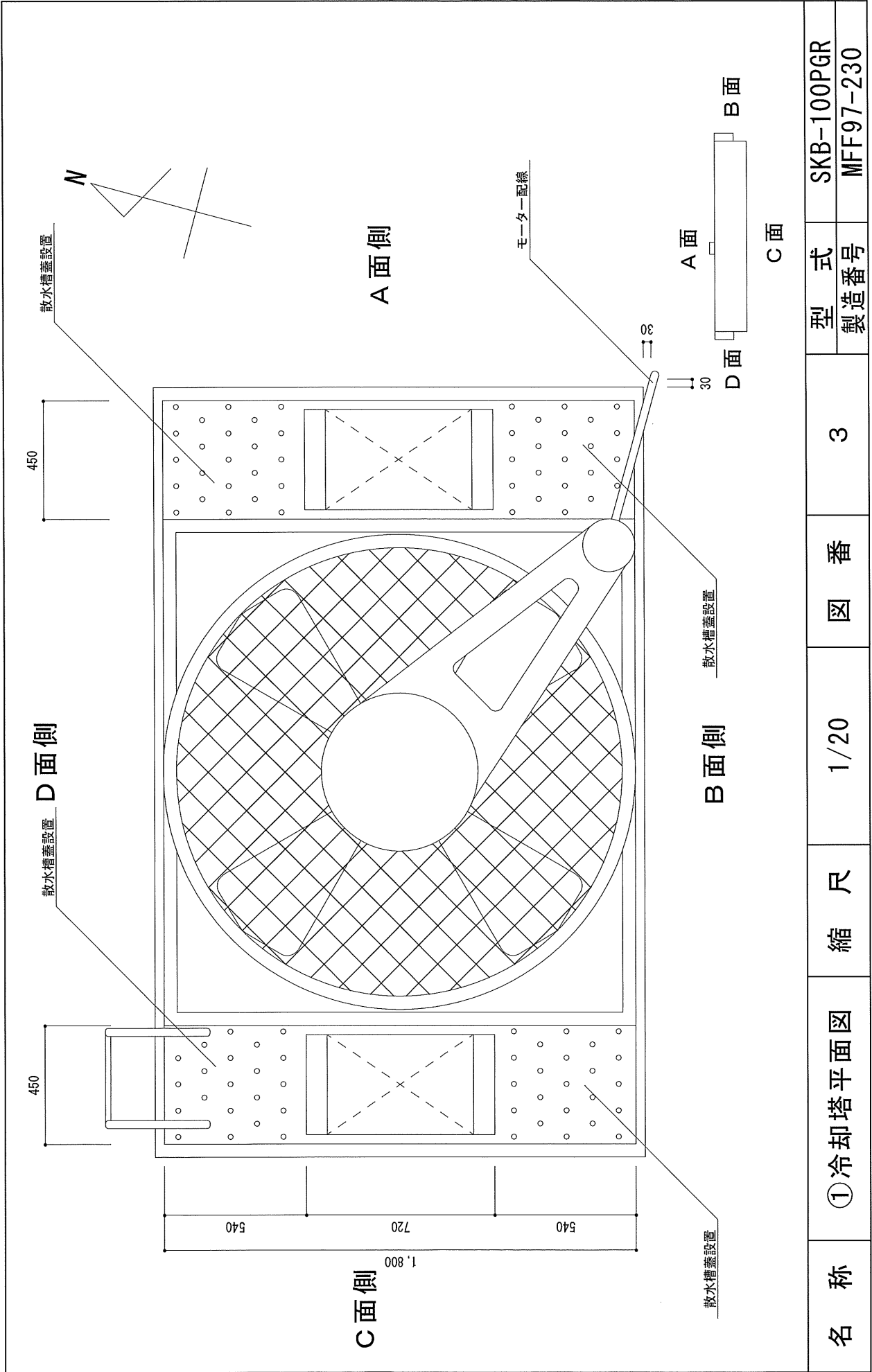
2

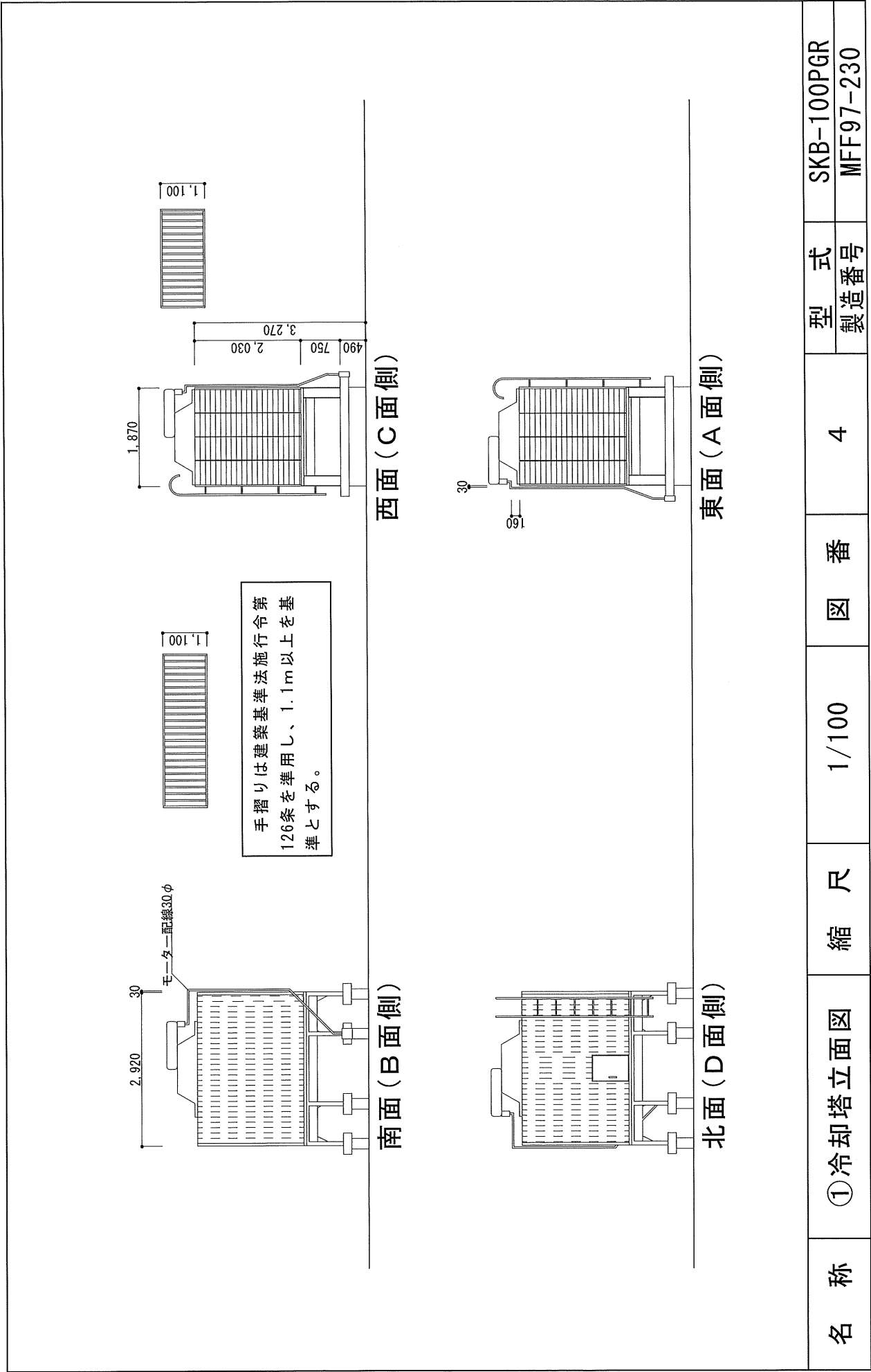
(4) 役務の細部内容

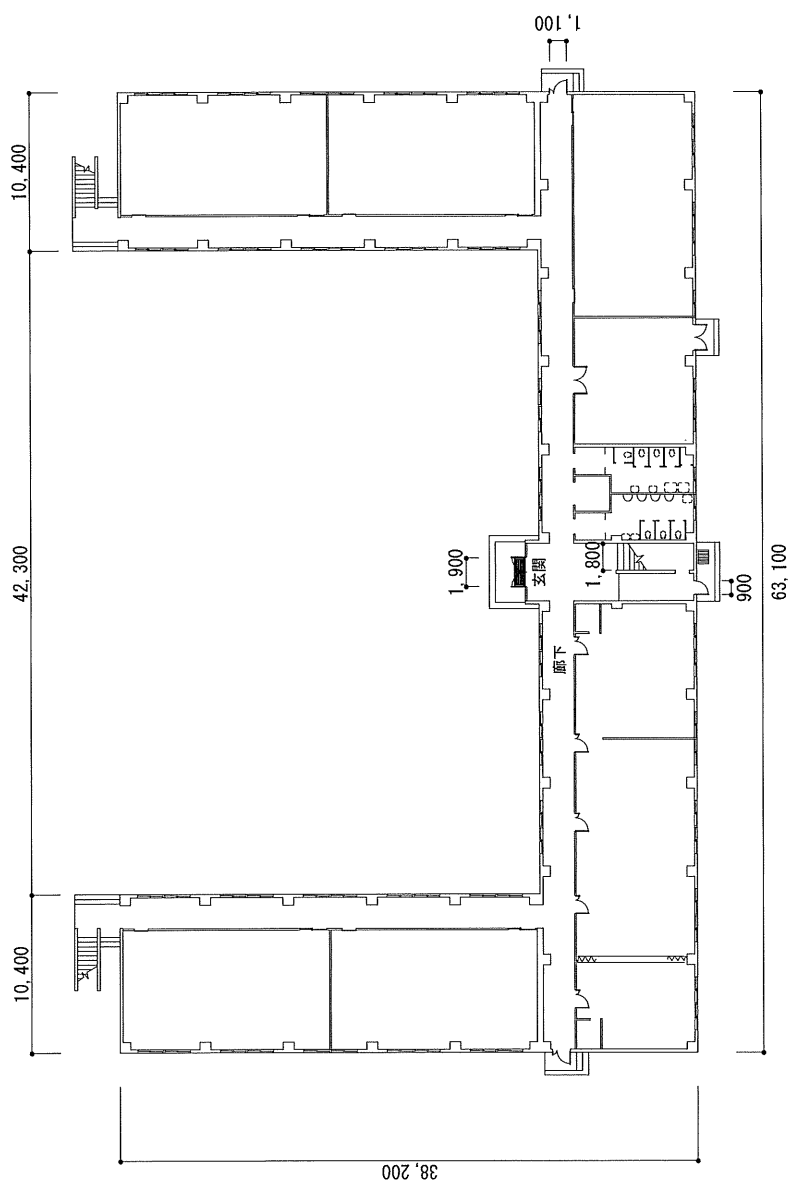
- ア 各対象機器に塔上手摺り及び散水槽蓋の設置
- イ 据付に必要な部品、材料及び器材は受注者が準備する。
- ウ 冷却塔及び搬出入路の参考寸法は別図第 1 ～第 1 3 による。
- エ クレーン等の建設機材を使用し荷揚げを行う際は、契約締結後速やかに監督官に報告するものとし、芝地に乗り入れる際は樹脂製敷板等を使用して、芝地を傷つけないよう実施するものとする。

品 名 又 は 件 名		冷却塔整備						
オ 手摺りの取付工法については、事前に承認図を提出し監督官の承認を得るものとする。								
(5) 使用材料								
ア 本役務に使用する材料は、冷却塔本体の製造会社が指定する製品又は専門業者等が製作した同等以上の能力を要するものとし、手摺りを専門業者等で製作する際は建築基準法施行令第126条（屋上広場等）を準用し、								
1. 1 m以上の高さを有するものとし、手摺子の間隔は110mm以下を基準とし製作するものとする。								
施工場所	※手摺り	単位	数量	散水槽蓋	単位	数量	備 考	
①	2920×850	mm	2	540×450	mm	4	実測値の為、基準とする。	
	1870×850	mm	2					
②	3370×850	mm	2	680×550	mm	4		
	3830×850	mm	2	680×485	mm	4		
③	3210×850	mm	2	650×640	mm	4		
	1820×850	mm	2					
※ 手摺りは完成高を塔上面から1.1m以上、手摺子の間隔は110mm以下を基準とする。								
イ 塗装については、防錆性及び耐久性のある塗装を施すものとする。								
ウ 手摺の強度については、ベターリビング「優良住宅部品認定基準墜落防止手摺り」を準用し、次に示す荷重において手摺り本体及び取付部分に破壊がない強度とする。								
荷 重		バルコニー用						
水平荷重		1450 N/m						
鉛直荷重		1600 N/m						









※建物周辺は一部芝及び樹木有り
※外階段から屋上までの搬出入不可

名称	②建物1F詳細図	縮尺	1/500	図番	5	型式	SPW-R220AS
						製造番号	92DWR226X

